

7 環境教育コンテンツ制作業務委託公募型プロポーザル
参加申込に係る質問及び回答

7環境教育コンテンツ制作業務委託公募型プロポーザルについて、参加申込に係る質問に対する回答は以下のとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領4 参加申込方法等 契約実績書(様式4号)について	様式4号に記載できる実績動画は、契約書がある行政案件のみですか？	いいえ。 契約書の有無については、実績②及び実績③は、契約書の写し(※)がなくても構いません。実績①は、契約書の写し(※)を提出できるものを記載してください。 契約の相手方については、行政案件でなくても構いません。
	「サンプル動画」制作業務受託に関する契約書の写し	民間企業の実績でも良い場合でも、契約書がないものは実績動画として記載できませんか？	いいえ。 契約書の有無については、実績②及び実績③は、契約書の写し(※)がなくても構いません。実績①は、契約書の写し(※)を提出できるものを記載してください。 ※契約書の写し又は「7環境教育コンテンツ制作業務委託公募型プロポーザル実施要領」3(7)の要件を満たすことが分かる書類を提出してください。なお、確認のため、契約の相手方へ連絡する場合があります。
2	動画の契約実績提出について	エ:契約実績書は、自治体実績に限らず企業からの受託実績もご提出予定です。また、オ:契約書の写しは、プレゼンテーションで使用する「サンプル動画」のみ、ご提出する認識です。	

		(これらに認識齟齬ございましたらご指摘頂けますと幸いです) ただ企業との契約上、守秘義務のため開示できない場合もありますがその場合はどうすればよろしいでしょうか？	御認識に齟齬はありません。 1の回答のとおり、契約書の写し又は「7環境教育コンテンツ制作業務委託公募型プロポーザル実施要領」3(7)の要件を満たすことが分かる書類の提出が必要です。 なお、契約の相手方及び3(7)の要件を満たすことが分かれば、一部をマスキングしても構いません。 また、提出書類は受託候補者の選定以外に使用せず、開示・公表の予定もありません。
3	提出書類の「契約実績書(様式第4号)」について	当社が動画の制作を含む業務の契約を元請けとして締結し、履行した実績を有している一方、当該事業で動画制作にご協力いただいた事業者と今回プロポーザルを提出するに当たってご協力予定の事業者が異なる。この場合、本事業の遂行可否を判断するために提出する「サンプル動画」は後者のご協力予定の事業者のものが適切と考えられる。 そのため、プレゼンテーションに使用する「サンプル動画」としてご協力予定の事業者のものを提出してもよいか。	いいえ。 御質問の場合においては、動画の制作を含む業務の契約を元請けとして締結した際の「サンプル動画」を提出してください。 ご協力予定の事業者の表現の工夫等は、「サンプル動画」でお示しいただくことはできませんが、企画提案書に含めてお示しいただくことは可能です。
4	本店所在地の都道府県税に滞納のないことの証明書について	法人事業税等と法人住民税に関する納税証明書で相違ございませんでしょうか？	いいえ。 本店所在地のある都道府県税に未納・滞納がない旨の記載がある証明書を提出してください。 ただし、上記証明書が発行できない場合に限り、納付額が確定し、

			納付期限が到来している直近の事業年度分に係る「納税証明書（発行日から3か月以内のもの、写し可。）」でも可とします。
--	--	--	---

注：実施要領4(1)エ「サンプル動画」は、参加申込者の業務経歴の審査のために使
用します。

注：実施要領4(1)キについて、納税証明書を提出いただく場合は、課税のある全て
の税目について提出してください。